

2021年7月27日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和3年7月8日付け厚生労働省保険局医療課長発通知「保医発0708第1号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【測定方法が追加された検査項目】(令和3年7月8日より適用)

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
インターロイキン6(IL-6) (CLIA法)	170点	「D008」内分泌学的検査 (生化学的検査Ⅱ)	下記 参照

全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※下線の方法が追加されました。

●CLIA法については弊社受託未定です。弊社ではECLIA法にて受託中です。

以上

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。